

告示

埼玉県告示第二百六十四号

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十九条の第二項の規定による処分をしたので、法第二十九条の五第一項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和三年三月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 処分をした年月日

令和三年三月九日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

商号又は名称	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
丸山土建株式会社	埼玉県さいたま市見沼区東大宮七丁目二番地の十	丸山 政喜	埼玉県知事許可（般一八）第二九三〇六号
黒川設備工業株式会社	埼玉県久喜市本町五丁目十番四十九号	黒川 光太郎	埼玉県知事許可（般一九）第三六六〇号
有限会社朋友	埼玉県川口市元郷三丁目六番十七号	渡邊 和俊	埼玉県知事許可（般一八）第四八七六三号
有限会社忠和建築	埼玉県志木市中宗岡三丁目九番七号	渡邊 忠	埼玉県知事許可（般一八）第六〇七八六号
株式会社阿部工業	埼玉県さいたま市南区鹿手袋三丁目九番十四号	齋藤 初義	埼玉県知事許可（般一八）第六五六八八号
TOUBUコーポレーション株式会社	埼玉県草加市柿木町二百五十番地一	太田 和樹	埼玉県知事許可（般一八）第六五八七〇号
株式会社WORD STAGE	埼玉県戸田市大字新曾二千百十四番地	草間 剛	埼玉県知事許可（般一八）第七〇三五五号

三 処分の内容

法第二十九条の二第一項の規定に基づく許可（一般建設業の許可）の取消し

四 処分の原因となった事実

令和三年埼玉県告示第二百五号により営業所の所在地が確知できない旨の公告を行ったが、公告後三十日を経過しても申出がなく、このことは法第二十九条の二第一項に該当する。